

横浜市民共済生活協同組合見舞金支払規則

(2022年10月1日以降)

横浜市民共済生活協同組合見舞金支払規則

一部改正 令和3年度第4回理事会可決

(趣旨)

第1条 横浜市民共済生活協同組合（以下「組合」といいます。）は、組合定款第1条の協同互助の精神に基づき、組合員が等しく遭遇するであろうと推測される災害及び組合火災共済事業規約（以下「事業規約」といいます。）に定める共済金の支払事由に準ずる損害を特定し、共済契約期間中に生じた当該損害に対し、掛金を徴しないで、社会通念上妥当な額の見舞金を支払う見舞金給付事業を実施するものとし、この規則はその執行に必要な事項を定めます。

(見舞金の種類)

第2条 見舞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 地震見舞金

事業規約に基づく共済の目的（以下「共済の目的」といいます。）の建物又は家財が、地震が原因で火災（延焼火災を含みます。）となり、若しくは地震が原因の揺れ、液状化、がけ崩れ又は津波浸水により、損害を受けた場合

なお、72時間以内に生じた2以上の地震は1回の地震とみなします

(2) 風水害等見舞金

共済の目的の建物又は家財が、台風、竜巻、暴風、暴風雨、豪雨、洪水、高潮、ひょう、あられ、降雪、雪崩又は降雨による土砂崩れ等により20万円以上の損害を受けた場合

ただし、雨漏り又は修繕等が必要なものを放置していた場合を除きます

(3) 火災等見舞金

ア 共済の目的の建物と同一敷地内にある組合火災共済事業実施規則（以下「実施規則」といいます。）第4条第1項各号に掲げるもののうち、車庫、物置、納屋その他の附属建物若しくは当該建物に附属する門、土塀、垣その他の工作物が事業規約第2条第1項第1号に規定する共済事故（以下「共済事故」といいます。）により損害を受けた場合

イ 共済の目的の家財が収容されている建物と同一敷地内にある自動車、原動機付自転車及び自転車が、共済事故により損害を受けた場合

ウ 共済の目的の建物又は家財若しくは本号ア又はイに規定する対象物が、共済事故により損害を受け、その損害について第三者から損害賠償を受けた場合

(4) 火災等死傷見舞金

共済契約者及びその者と同一世帯に属する親族（以下「共済契約関係者」といいます。）が、共済の目的の建物内又は家財が収容されている建物内で、共済事故により死亡又は負傷し入院した場合

(見舞金の支払基準)

第3条 見舞金の支払基準は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 地震見舞金の支払額は、別表1「地震見舞金支払基準」に定める金額とします

(2) 風水害等見舞金の支払額は、別表2「風水害等見舞金支払基準」に定める金額とし

ます。

- (3) 火災等見舞金の支払額は、別表3「火災等見舞金支払基準」に定める金額とします
- (4) 火災等死傷見舞金の支払額は、別表4「火災等死傷見舞金支払基準」に定める金額とします

(見舞金の支払制限等)

第4条 見舞金の支払総額は、前条の規定にかかわらず、見舞金に係る任意積立金の範囲内とし、任意積立金の総額を超える場合は、理事会の承認を得て、見舞金の減額支払基準を別途設定し、支払するものとします。

- 2 地震見舞金及び風水害等見舞金の支払いは、共済契約期間中に1回を限度とします。
- 3 火災等見舞金の支払いは、1事故につき1回とします。ただし、共済の目的又は家財が共済事故により損害を受け、共済金を支払う場合若しくは事業規約第35条第1項各号及び第2項各号に掲げる事由による場合は支払いません。
- 4 火災等死傷見舞金の支払いは、1事故につき1回とします。ただし、事業規約第35条第1項第1号及び第2号並びに第2項各号に掲げる事由による場合は支払いません。

(事故発生の通知)

第5条 共済契約者は、第2条第1項各号に掲げる見舞金の支払事由に該当する事実が生じたときは、遅滞なく事故発生の状況をこの組合に通知しなければなりません。

- 2 共済契約者が前項の通知を正当な理由がなく怠り、事故発生の事実及び損害額の認定ができない場合、この組合は見舞金を支払わないことができます。

(見舞金の請求及び支払)

第6条 共済契約者が第2条第1項各号の見舞金を請求するときは、事業規約第38条の「共済金の支払請求」に準じて、見舞金支払請求書(第1号様式)により請求するものとします。

- 2 前項の見舞金の支払いは、事業規約第39条の「共済金の支払い及び支払い場所」に準じて、当該共済契約者に対して支払うものとします。ただし、共済契約者が死亡した場合は、事業規約第52条に基づき権利義務を承継する者に支払います。

(見舞金の支払対象物件又は共済契約関係者の確認及び報告)

第7条 第2条第1項第1号から第3号までの見舞金の支払に係る対象物件の確認は、関係官公署が発行する罹災証明書に基づき実施規則第19条第2項に規定する第1次損害査定者(以下「第1次損害査定者」といいます。)が現場調査により認定し、第2条第1項各号に掲げる見舞金の種類に応じて、地震災害状況及び査定報告書(第2号様式)、風水害等状況及び査定報告書(第3号様式)、火災等見舞金支払報告書(第4号様式)により実施規則第19条第2項に規定する第2次損害査定者(以下「第2次損害査定者」といいます。)に報告するものとします。

- 2 第2条第1項第4号の見舞金支払いに係る共済契約関係者(死亡者又は負傷者)の確認は、第1次損害査定者が行い、火災等死傷見舞金支払該当者報告書(第5号様式)により第2次損害査定者に報告するものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号及び第2号の見舞金の支払対象物件の確認は、第1次損害査定者の現場調査が実施困難な状況の場合においては、理事長の承認を得て、関係官公署が発行する罹災証明書に基づき認定することができるものとし

ます。

(見舞金の時効)

第8条 第2条第1項各号に掲げる見舞金を請求する権利は、事業規約第50条の共済金の時効に準じて、その権利を行使できる日から3年間行使しないときは時効によって消滅します。

(雑 則)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が定めます。

附 則 (施行期日)

この規則は、平成18年1月1日から施行します。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行します。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、施行日以前に効力の発生している共済契約を締結しているものについては、なお従前の例によります。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (施行期日)

この規則は、令和3年10月1日から施行します。ただし、施行日以前に効力の発生している共済契約を締結しているものについては、なお従前の例によります。

附 則 (施行期日)

この規則は、令和4年10月1日から施行します。ただし、施行日以前に効力の発生している共済契約を締結しているものについては、なお従前の例によります。

「地震見舞金支払基準」

別表1 (第3条第1項第1号)

区 分	損 害 の 程 度	支 払 額
半焼以上	「建物」 建物の焼損面積が延べ面積に対して20%以上の割合となった焼損 「家財」 当該家財を収容する建物が半焼以上となった場合、又は当該家財の損害額が共済価額の20%以上となった損害	建物と家財を合わせて10万円
一 部 焼	「建物」 焼損の程度が半焼に至らない損害で、その損害額が共済価額の20%未満のもの 「家財」 当該家財を収容する建物が半焼未満の場合で、当該家財の損害額が共済価額の20%未満のもの	建物と家財を合わせて 契約口数300口以上 5万円 契約口数200口以上300口未満 3万円 契約口数100口以上200口未満 2万円 契約口数100口未満 1万円 (契約口数は、建物・家財を含む)
全 壊	「建物」 建物が滅失したもの(建物の損壊部分の床面積が、延べ面積の70%以上に達したもの、又は主要構造部の損壊が、50%以上に達したもの) 「家財」 建物の損害に準じて判定するほか、当該家財の損害額が共済価額の70%以上となったもの	建物と家財を合わせて10万円
半 壊	「建物」 建物の損壊が延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は主要構造部の損壊が20%以上50%未満のもの 「家財」 建物の損害に準じて判定するほか、当該家財の損害額が共済価額の20%以上70%未満のもの	建物と家財を合わせて5万円

* 損害額が見舞金の額に満たない場合は、その損害の額を支払います。(千円未満切り上げ)

「風水害等見舞金支払基準」

別表2 (第3条第1項第2号)

区 分	損 害 の 程 度	支 払 額
半壊以上	<p>「建物」 建物の損壊若しくは流出した部分の床面積が、延べ面積の20%以上のもの、又は主要構造部の損壊が、20%以上のもの</p> <p>「家財」 建物の損害に準じて判定するほか、当該家財の損害額が共済価額の20%以上のもの</p>	建物と家財を合わせて10万円
一部破損	<p>「建物」 半壊に至らない建物の破損で、その損害額が共済価額の20%未満のもの</p> <p>「家財」 建物の損害に準じて判定するほか、当該家財の損害額が共済価額の20%未満のもの</p>	<p>建物と家財を合わせて</p> <p>契約口数300口以上 5万円</p> <p>契約口数200口以上300口未満 3万円</p> <p>契約口数100口以上200口未満 2万円</p> <p>契約口数100口未満 1万円</p> <p>(契約口数は、建物・家財を含む)</p>
床上浸水	<p>「建物」 建物の床から上に浸水したもの及び全壊、半壊に該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの</p> <p>「家財」 建物の損害に準じて判定するほか、当該家財の損害額が共済価額の20%未満のもの</p>	建物と家財を合わせて10万円

「火災等見舞金支払基準」

別表3（第3条第1項第3号）

区 分	損 害 の 額	支 払 額	
		契約口数 (建物・家財を含む)	金 額
第2条第1項第3号ア及びイの場合	損害額が20万円以上の場合	300口以上	5万円
		200口以上300口未満	3万円
		100口以上200口未満	2万円
		100口未満	1万円
第2条第1項第3号ウの場合	損害額が20万円以上の場合	一律	5千円

「火災等死傷見舞金支払基準」

別表4（第3条第1項第4号）

区 分	支 払 額
死亡者（負傷により1週間以内に死亡した場合も含む。）	10万円
負傷者で入院1週間以上の場合	5万円

* 1事故における限度額は、10万円とします。